

報告第14号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月10日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定について

令和7年8月2日、宇都宮市の栃木県総合文化センター駐車場入口付近（県道64号線）で発生した公用車の交通事故（物損事故）について、これによる損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償の額 82,239円
- 2 相手方の住所及び氏名  
住所 宇都宮市〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇